

山梨県公報

第千六百三十六号

平成十八年

一月三十日

月 曜 日

目次

告 示

| | |
|-------------------------------|----|
| 河川の区域変更(五件)..... | 三七 |
| 都市公園の区域変更..... | 三八 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)..... | 三八 |
| 建築基準法に基づく道路位置指定..... | 三八 |
| 公 告 | |
| 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定..... | 三八 |
| 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定..... | 三九 |
| 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定..... | 三九 |
| 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止..... | 四〇 |
| 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止..... | 四〇 |
| 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止..... | 四〇 |
| 開発行為に関する工事の完了について..... | 四〇 |
| 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告..... | 四一 |

告 示

山梨県告示第四十七号

一級河川草里川に係る河川区域の指定(平成十二年山梨県告示第五百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号図から第四号図まで」を「第一号図及び第二号図」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十八号

一級河川芋沢川に係る河川区域の指定(昭和五十四年山梨県告示第二百二十二号の十二)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号図から第二号図まで」を「第一号図から第九号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十九号

一級河川七覚川に係る河川区域の指定(昭和五十四年山梨県告示第二百二十二号の十一)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号図から第二号図まで」を「第一号図から第十一号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十号

一級河川第二平等川に係る河川区域の指定(昭和五十一年山梨県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第五号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十一号

一級河川山の神川に係る河川区域の指定(平成三年山梨県告示第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第一号図及び第二号図まで」を「第一号図」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十二号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十号）第二十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

| 名 称 | 位 置 | 変更に係る区域 | 供用開始年月日 |
|---------|-----------|----------|-------------|
| 愛宕山広域公園 | 甲府市愛宕町愛宕山 | 次の図面のとおり | 平成十八年一月三十一日 |

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
富士河口湖町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画公園事業五・五・十号河口湖総合公園
- 三 事業施行期間
昭和五十四年八月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
富士河口湖町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画公園事業六・五・一号くぬぎ平スポーツ公園
- 三 事業施行期間
平成十二年六月十二日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
南巨摩郡増穂町小林字往還東一九五七番七、一九六一番一及び一九六一番一四
- 二 道路の幅員
最大四・一四メートル 最小四・〇六メートル
- 三 道路の延長
二一・二七メートル

公 告

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 |
|-----|-------|---------------|---------|
| | | 山梨県知事 山 本 栄 彦 | |

| | | | |
|------------------|---------------------|-----------------------------|-----------|
| 有限会社とまり樹 | 富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号 | 富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号 | 身体障害者居宅介護 |
| 株式会社あつとけあ | 笛吹市石和町山崎一〇二番地二 | 笛吹市石和町山崎一〇二番地二 | 身体障害者居宅介護 |
| 有限会社村松三光堂薬局 | 西八代郡市川三郷町市川大門二二八八番地 | 西八代郡市川三郷町市川大門二二八八番地 | 身体障害者居宅介護 |
| 特定非営利活動法人介護屋きわみ | 南巨摩郡増穂町最勝寺一〇四番地二 | 中巨摩郡玉穂町若宮五一番地四 サングリーンファンテH号 | 身体障害者居宅介護 |
| 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会 | 甲州市塩山上於曾三四九番地一 | 甲州市塩山上於曾三四九番地一 | 身体障害者居宅介護 |
| 医療法人緑栄会 | 甲府市古上条町二二番地二 | 甲府市古上条町二二番地二 | 身体障害者居宅介護 |
| 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会 | 北杜市高根町箕輪新町五〇番地 | 北杜市長坂町長坂上条二五七五番地一九 | 身体障害者居宅介護 |
| 医療法人笹本会 | 甲府市古上条町四四六番地 | 甲府市大里町五三二八番地 | 身体障害者居宅介護 |

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

| | | | |
|-----------|-------------------|-------------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 |
| 有限会社とまり樹 | 富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号 | 富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号 | 知的障害者居宅介護 |
| 株式会社あつとけあ | 笛吹市石和町山崎一〇二番地二 | 笛吹市石和町山崎一〇二番地二 | 知的障害者居宅介護 |

| | | | |
|------------------|---------------------|-----------------------------|-------------|
| 有限会社村松三光堂薬局 | 西八代郡市川三郷町市川大門二二八八番地 | 西八代郡市川三郷町市川大門二二八八番地 | 知的障害者居宅介護 |
| 特定非営利活動法人介護屋きわみ | 南巨摩郡増穂町最勝寺一〇四番地二 | 中巨摩郡玉穂町若宮五一番地四 サングリーンファンテH号 | 知的障害者居宅介護 |
| 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会 | 甲州市塩山上於曾三四九番地一 | 甲州市塩山上於曾三四九番地一 | 知的障害者居宅介護 |
| 医療法人緑栄会 | 甲府市古上条町二二番地二 | 甲府市古上条町二二番地二 | 知的障害者居宅介護 |
| 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会 | 北杜市高根町箕輪新町五〇番地 | 北杜市長坂町長坂上条二五七五番地一九 | 知的障害者居宅介護 |
| 医療法人笹本会 | 甲府市古上条町四四六番地 | 甲府市大里町五三二八番地 | 知的障害者居宅介護 |
| 社会福祉法人さかき会 | 南アルプス市上宮地一四三番地 | 甲府市古上条町三九八番地一〇 | 知的障害者地域生活援助 |
| 社会福祉法人山梨福祉事業会 | 韮崎市旭町上条南割三三一四番地 | 都留市境三三二番地四 | 知的障害者地域生活援助 |
| 社会福祉法人八ヶ岳名水会 | 北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七 | 北杜市長坂町白井沢横針一八三四番地 | 知的障害者地域生活援助 |

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

| | | | |
|----------|-------------------|-------------------|---------|
| 名称 | 所在地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 |
| 有限会社とまり樹 | 富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号 | 富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号 | 児童居宅介護 |

| | | | |
|------------------|--------------------|-----------------------------|----------|
| 株式会社あつとけあ | 笛吹市石和町山崎一〇二番地二 | 〇二番地二 | 児童居宅介護 |
| 有限会社村松三光堂薬局 | 西八代郡市川三郷町市川大門一八八番地 | 西八代郡市川三郷町市川大門一八八番地 | 児童居宅介護 |
| 特定非営利活動法人介護屋きわみ | 南巨摩郡増穂町最勝寺一〇四番地二 | 中巨摩郡玉穂町若宮五一番地四 サングリーンファンテH号 | 児童居宅介護 |
| 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会 | 甲州市塩山上於曾三四九番地一 | 甲州市塩山上於曾三四九番地一 | 児童居宅介護 |
| 医療法人緑栄会 | 甲府市古上条町二二番地二 | 甲府市古上条町二二番地二 | 児童居宅介護 |
| 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会 | 北杜市高根町箕輪新町五〇番地 | 北杜市長坂町長坂上条二五七五番地一九 | 児童居宅介護 |
| 医療法人笹本会 | 甲府市古上条町四四六番地 | 甲府市大里町五三二八番地 | 児童居宅介護 |
| 社会福祉法人山梨福祉事業会 | 韮崎市旭町上条南割三三三一四番地 | 大月市七保町下和田一六〇七番地三 | 児童デイサービス |

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十八年一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

| | | | |
|--------------|--------------|----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 |
| 有限会社八ピネスフレンド | 甲斐市西八幡七二四番地九 | 勝沼町小佐手一一二番地一〇一 | 身体障害者居宅介護 |
| 社会福祉法人塩山 | 塩山市上於曾三四九 | 塩山市上於曾三四九 | 身体障害者居宅介護 |

| | | | |
|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 市社会福祉協議会 | 番地一 | 番地一 | 護 |
| 株式会社北杜介護支援センター | 北杜市長坂町渋沢七二五番地一 | 北杜市長坂町渋沢七二五番地一 | 身体障害者居宅介護 |

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十八年一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

| | | | |
|------------------|----------------|----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 |
| 社会福祉法人塩山市社会福祉協議会 | 塩山市上於曾三四九番地一 | 塩山市上於曾三四九番地一 | 知的障害者居宅介護 |
| 株式会社北杜介護支援センター | 北杜市長坂町渋沢七二五番地一 | 北杜市長坂町渋沢七二五番地一 | 知的障害者居宅介護 |

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十八年一月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

| | | | |
|------------------|----------------|----------------|---------|
| 名称 | 所在地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 |
| 社会福祉法人塩山市社会福祉協議会 | 塩山市上於曾三四九番地一 | 塩山市上於曾三四九番地一 | 児童居宅介護 |
| 株式会社北杜介護支援センター | 北杜市長坂町渋沢七二五番地一 | 北杜市長坂町渋沢七二五番地一 | 児童居宅介護 |

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町河東中島字花鳥九五九、九六〇の一、九六一の一及び九六五の二の

区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役

役 山口俊郎

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業 上九一色地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成十八年一月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成十八年二月一日から平成十八年二月二十八日まで

三 縦覧場所

上九一色村役場

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見があるものは、縦覧期間の最終日までに、山梨県峡南地域振興局長あて書面で提出してください。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番